

○中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 23 日中津市告示第 78 号

改正

令和元年 6 月 14 日中津市告示 31 号

令和 3 年 3 月 31 日中津市告示第 108 号

令和 4 年中保運暦第 9 号

中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成 19 年中津市規則第 9 号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成 18 年中津市規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、日本学生支援機構等の奨学金を利用して保育士等の資格を取得し、市内の私立保育所等に就職した者が奨学金を返還するために要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、持って保育士人材の確保・定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(補助金対象経費等)

第 3 条 市長は、前条の目的達成に資するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、交付申請書を提出する日の属する年度の前年度において返還した奨学金の額とする。ただし、6 万円（月額 5 千円）を上限とし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(定義)

第 4 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等の資格 保育士資格又は幼稚園教諭資格をいう。
- (2) 私立保育所等 私立認可保育所、私立認定こども園、私立の家庭的保育事業等及び認可外保育施設（ただし、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設）をいう。
- (3) 指定保育士養成施設等 児童福祉法第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（幼稚園教諭資格の取得については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学も含む）をいう。

(4) 日本学生支援機構等の奨学金 日本学生支援機構奨学金、その他貸与型の奨学金で市長が認めるものをいう。

(補助対象者の要件)

第5条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 指定保育士養成施設等で就学中に日本学生支援機構等の奨学金を利用して、保育士資格等の資格を取得したこと。
- (2) 指定保育士養成施設等を卒業後、市内の私立保育所等に週30時間以上の勤務を要する保育士として就職し、2年間以上継続して勤務する見込みであること。
- (3) 市内で就職した日の属する年度において、在学期間中に修学のため借り入れた奨学金の返還を行っていること。
- (4) 中津市内に住所を有し、居住していること。

(補助対象者の認定等)

第6条 この補助対象者の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市内に就職した年度に市長に申請して補助対象者の認定を受けなければならない。

- (1) 在職証明書(第2号様式。申請時点のもの。)
- (2) 指定保育士養成施設等の卒業を証するもの及び資格を証するもの
- (3) 奨学金の貸与を受けたことを証するもの

2 市長は、補助対象者の認定をしたとき又は却下したときは、それぞれ中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定通知書(第3号様式)又は中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者申請却下通知書(第4号様式)により認定申請者に通知するものとする。

3 認定申請者は前項の認定を受けた後、前条に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定辞退届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届出がない場合であっても、前条に規定する要件を満たさなくなった事実を確認した場合には、補助対象者の認定を取消し、中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(補助対象期間)

第7条 この補助金の交付対象となる期間は、前条第2項の規定により市長が補助対象者の認定をした日(以下「補助対象者認定日」という。)から5年を経過する日の属する年度の3月31日(奨学金の返還が、補助対象者認定日の属する年度の5月以降から始まる場合は、最初の返還から5年を経過する日まで)又は奨学金の返還が終了した日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、中津

市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式。申請時点のもの。）
- (2) 貸与を受けた奨学金の返還条件を証するもの
- (3) 中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 認定の内容を変更する場合は、中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業変更承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、この補助金の交付の対象としない。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたとき又は交付をしないことの決定をしたときは、それぞれ中津市保育士・幼稚園教諭等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（第9号様式）又は中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金不交付決定通知書（第10号様式）により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金交付請求書兼実績報告書（第11号様式）に奨学金の返還をしたことを証明する書類その他必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第14条 市長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に市長が定めるところによる。

（補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 本補助金の収受及び使用について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。
- (2) 市内の私立保育所等に就職した日から2年を経過する日の前日までに自己都合により離職したとき。

2 規則第15条及び第16条第1項に規定する補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業に係る第9条第4号に規定する条件及び第13条から第15条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和元年6月14日中津市告示第31号)

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月31日中津市告示第108号)

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。

附 則 (令和4年中保運暦第9号)

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

様式 (省略)